

必要性、二点目は、論者によつて結核觀は違つた、「家」の重視の立場から結核を警戒する必要性である。以上より、結核遺伝病認識を支えた家意識は新たに台頭した優生思想を支える側面も有していたと指摘できる。

おわりに

本論では結核をめぐる民衆意識の実態と背景を論じた。結論は以下の通りである。まず、実態に関して。民衆の間で共有されていた意識は、結核を不治の病とみなす意識を土台とする結核遺伝病認識だった。そして、この意識の存在が、差別に結びつくとともに、「制度」導入という国家を絶対視する観点からの衛生行政の強化構想と対立したのである。

つぎに、背景に関して。実態で照射した結核遺伝病認識は、それに伝染説と体質説を用いて科学的な根拠を付与した医学者と家意識の観点から遺伝病という側面を看過できなかつた民衆意識の相互作用に

### 〈アジア史コース〉

右記の二点の結論より、近代日本社会の重要な側面を提示できる。それは、日清戦争以降に確立したと捉えられる日本型国民国家（宮地正人『国民國家と天皇制』有志舎、一九一二年。）内部における、異なる

日本統治期の台湾における近代法の受容  
土地登記制度の変更を中心に

佐藤 隆文

はじめに

本論が抱える課題は、以下の三点である。一点目は、「家」に還元されない意識が未検討であること、二点目は、階層・居住地など「民衆」の具体的な内実の分析に関する検討の余地を残していること。三点目に、優生思想と家意識との関係性は言説分析にとどまらず実態面での検討が求められること、以上三点を今後の課題としたい。

近代法は、西ヨーロッパをその起源とし、現代も多くの国家がその影響下にある。本稿は、日本統治期の台湾における土地登記制度に焦点をあてる。その中でも一九二三年七月一日から売買等の法律行為を原因とする登記の効力が「効力発生要件主義」から、「対抗要件主義」に変更された要因を明らかにすることを目的とする。この変更は、内地延長主義（司法制度や行政制度を事情の許す限り日本本土と同様にしていくべきであるという同化政策を言う。なお、台灣等の外地と区別するため以下、日本の本土を「内地」と言う）の下で実施されたものである。

## 一、制度変更の内容

台湾で採用された「効力発生要件主義」

沿革

とは、売買等の場合において登記を完了しなければ、権利の取得を第三者に主張することができないだけでなく、当事者間でさえも、権利移転の効力が生じない制度を言う。

民法第一七七条の規定する「対抗要件主義」とは、登記なくして当事者間の権利移転の効力が発生するが、権利の取得者が第三者に対し権利を主張するには登記を必要とする制度を言う。「効力発生要件主義」と異なり、「対抗要件主義」の下では、登記名義人と実際の所有者が相違する場合に、実際の所有者、登記名義人又は登記名義人からの権利の取得者のいざれを保護するかという、社会的な利益衡量の問題を生ずる。なお、土地登記制度は、民法と併に運用されるため、本稿では所有権（民法が施行される前の台湾では「業主権」と言う）を念頭に論を進めていく。

## 二、台湾の統治及び台湾の土地登記制度の沿革

日清戦争の結果、台湾は一八九五年に日本に永久に割譲された。当初、日本は現地事情に即し、臨機応変に台湾で適用される法律を制定するのでなければ統治の実をあげることができないとする特別統治主義を採用した。これは後に内地延長主義に変更された。前者は、台湾総督府民政長官後藤新平が、後者は、原敬が推進したものであるが、いずれにしろ内地を経由して近代法が台湾へともたらされた。

台湾では、前近代の内地同様に統一的な民法典が存在しなかつたため、土地については複雑かつ重層的な権利関係の下にあつた。そのため台湾総督府は、近代法の概念に照らして諸権利を整理した。この諸権利の整理過程は、内地及び台湾も同様に経験したものである。この結果、台湾においても土地登記制度の導入が可能となり、一九〇五年七月一日に効力発生要件主義を採用する台湾土地登記規則が制定された。

ただし、台湾においても相続又は遺言に関する登記の効力については、内地と同様に対抗要件主義が採用された。

台湾で効力発生要件主義が採用されたのは、後藤新平のブレーンである京都帝国大学法学部教授岡松参太郎の考え方による。岡松は、「土人ノ登記觀念ノ乏シキ荏苒徒過シテ登記ヲ怠ニ至」り、「私權ノ確保ニ支障ヲ生シ其結果諸般行政ノ基礎タルヘキ地籍ヲ缺キ」ついには「収税上ニ障害ヲ及ホス」と予想している。岡松は、効力発生要件主義を採用しなければ台湾人は登記をしないと認識している。しかし、台中の有力者である張麗俊（一八六三～一九四一）の『水竹居主人日記』の一九〇五年五月一九日の記事には「：往台中、入法院、：（中略）：出院門、保存登記者又接踵而至矣、：」と記されている。この日記は、台湾土地登記規則の施行直前に多くの台湾人が台中の法院（台湾の裁判所。登記を所管していた）に保存登記（初めて業主権の登記をすること）の関係で訪問していたこと

を記している。岡松の予想とは異なり、この記事から台湾人が登記という近代法の制度に关心を有していたことが窺える。さらに、一九〇六年に保存登記申請が約一〇万件（翌年は、約七万五千件、一九一一年には約二万一千件）あつたことからも台湾人の登記への関心を垣間見ることができる。

ただし、台湾人は相続の登記については積極的ではなかつた。そのため台湾総督府は、一九一一年に相続未定地整理規則を制定し、登記を強制せざるを得なかつた。

その後一九一八年に成立した原（一九二一年に暗殺）内閣のとつた内地延長主義の下で内地の法令が選択的に台湾に施行された。一九二三年一月一日の台湾土地登記規則の廃止と同時に民法及び不動産登記法が施行され、内地との法的・一体化が図られた。ただし、民法の親族編及び相続編を台湾に施行することはできなかつた。一九二一年に台湾総督 田建治郎は、衆議院の委員会で「：親族篇ノ如キ人事ニ屬スル事ニナルト、内地ノ民法ト臺灣ノ舊慣ニ依ル所ノ人

事ノ事柄ト、非常ナ差ガアリマス：」と答弁している。この答弁が民法を完全に施行できなかつた理由を端的に示していると言える。

### 三、台湾の法的環境

近代法を理解するには言語環境の整備が必要である。陳培農氏によれば、明治維新後の日本では西洋文明に対応するため大量の和製漢語が作られた。あわせて、台湾においても急速な社会変化に対応する新たな文体が必要とされたことを指摘する。台湾では「文章の構成には、日本式の漢文、支那式の漢文（正則漢文）、台湾式の漢文あるいは三方式の漢字漢文の機能や特徴を混在させて組み立てる方式などの多くの選択肢が存在」する中で漢文のクレオール現象が生じ台湾で殖民地漢文が生まれたとしている。これにより、内地人が台湾の慣習を理解し、また、台湾人が近代法を受け入れる環境が整つたと考えられる。

次に法曹界の機能を検討した。陳宛妤氏によれば、「民衆と近代法との架け橋・媒介者」という役割を演じたとしている。また、『日本弁護士名簿』によれば、台湾における弁護士の大部分は日本人が占めていた（一九二五年で九二・四パーセント）。弁護士自体は、代書人と比較して人数がないため、台湾人が近代法に接する機会は代書人を通しての方が多かつたと考えられる。ただし、依頼人にとって代書事務と比較して訴訟の方が、法令により深く接するであろう。

また、台湾総督府は、近代法の周知に努めている。一九〇九年三月二日の『水竹居主人日記』に台湾総督府が法令の説明会を実施している記事が見られる。張麗俊は、業主権等の売買等に関する公正証書を作成したときは、自動的に登記がなされる制度

について、文書偽造等による訴訟の予防になるとして評価している。また、一九二三年二月一九日の同日記には、民法等の施行に關する説明会について「但所言未能條分縷晰、使聽者亦不能入耳心通、雖反問亦不能分明耳」と記載し、その内容がわからにくかったとしている。ただし、いざれの場合も関係法令施行後に説明会を開催したことから、台湾総督府は、法令の周知が不十分であると認識していたと考えられる。このようにして、台湾における法的環境が整えられた。

#### 四、内地延長主義の満足水準

村松岐夫氏によれば、課題に対しても最大の効用をもつものを選択することを「最大化基準」と言う。しかし、実際の意思決定において組織の管理者は、「操作可能な〈要求水準〉」といふものを設けるが、「その水準に達しないときは、これを引き下げる」とする。そして、この引き下げた要求水準を一応の「満足水準」としている。

なるとして評価している。また、一九二三年二月一九日の同日記には、民法等の施行に關する説明会について「但所言未能條分縷晰、使聽者亦不能入耳心通、雖反問亦不能分明耳」と記載し、その内容がわからにくかったとしている。ただし、いざれの場合も関係法令施行後に説明会を開催したことから、台湾総督府は、法令の周知が不十分であると認識していたと考えられる。このようにして、台湾における法的環境が整えられた。

合も関係法令施行後に説明会を開催していることから、台湾総督府は、法令の周知が不十分であると認識していたと考えられる。このようにして、台湾における法的環境が整えられた。

リタイ」と答弁している。この答弁は、

「要求水準」を引き下げた「満足水準」を示すものであろう。その結果、親族編及び相続編を除く民法が台湾に施行された。

#### まとめと今後の展望

以上、本稿において登記の効力の変更が

可能となつた要因の解明を試みた。一九二〇年代初等、台湾及び内地は次のような状況にあつた。それは、台湾総督府による土地権利関係の整理、土地登記簿の整備、台湾人による近代法の理解及び内地延長主義を採用する原内閣の登場である。これらの諸要因が揃つた結果、初めて登記の効力を対抗要件主義に変更することが可能となつ

原敬は、一九二一年の衆議院の委員会に

た。

おいて台湾を「内地同様ニ致シタイ」と答弁している。これが原の「最大化基準」であると考えられる。しかし、民法には台湾と内地の間の相違が大きいものが存在する。原は「内地同様デハナインデアリマスカラ、：（中略）：、漸次其處ニ持ツテ参

#### 引用文献

赤羽二郎、『三訂 解説不動産登記法』住宅新報社、一九七八年

幾代通、『不動産物件変動と登記』一粒社、

一九八六年

伊藤博文編、『台湾資料』原書房、一九七〇年（昭和二一年発行の復刻）

条約局法規課、『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）ノ議事録（「外地法制誌」第三部附属）』条約局法規課、一九六六年

後藤武秀、『台湾法の歴史と思想』法律文化社、二〇〇九年

張麗俊著、許雪姬・洪秋芬編纂、『水竹居主人日記』一、二、中央研究院近代史研究所・

度を中心にして検討を加えた。日本経由の近代法は、朝鮮半島、南洋群島、関東州及び満洲国へも導入されたが、これら諸地域も視野に入れた比較検討も有用であろう。

台中県文化局、二〇〇一年

陳宛妤、「植民地台灣社会における法の植民

地近代性 民事担保権使用の分析を中心

に」、松田利彦外編、『地域社会から見る帝

国日本と植民地 朝鮮・台灣・満洲』思文

閣出版、二〇一三年

陳培豊、『日本統治と植民地漢文 台湾における漢文の境界と想像』三元社、二〇一二年

村松岐夫、『新版 行政学講義』青林書院、一九八五年

日本弁護士協会、『日本弁護士名簿』、一九二五年

マイクロフィルム

『岡松參太郎文書 一二・C 台湾関係(五)』

雄松堂アーカイブス、二〇〇八年

研究』というテーマに基づき研究を行つた。日本において、私が扱った第二回十字軍は研究史上ほとんど手を付けられていないかった。しかし、欧米の研究状況を一瞥すれば、この遠征の独自性や個性、そして十二世紀という時代における重要性がいかに大きなものであったかが理解される。本テーマを選択した理由は、この研究が十字軍史の枠組みにおいてのみならず、広く十二世紀西洋世界の問題を考える上で有意義な視点を提供すると考えたためである。

構成上、本論は大きく三つの章に分割する形で作成した。第一章は「第二回十字軍に関する近年の研究」と題し、主に欧米における近年の研究状況を、十字軍史研究全体の流れに関連付けつつ概観している。また、ここでは次章以降へ続く論点として、

①第二回以前の十字軍運動と第二回十字軍との関連性 ②第二回十字軍の地理的多様性 という二点を挙げている。続く二章は

研究』というテーマに基づき研究を行つた。

日本において、私が扱った第二回十字軍は研究史上ほとんど手を付けられていないかった。しかし、欧米の研究状況を一瞥すれば、この遠征の独自性や個性、そして十二世紀という時代における重要性がいかに大きなものであったかが理解される。本テーマを選択した理由は、この研究が十字軍史の枠組みにおいてのみならず、広く十二世紀西洋世界の問題を考える上で有意義な視点を提供すると考えたためである。

さて、以上が私の卒業論文の大まかな構成であるが、本要旨では紙幅の都合上、それぞれの要点、あるいは論点として意義深いと筆者が判断した点に絞った形で記述を進めていこうと思う。

第一章、「第二回十字軍に関する近年の研究」は、まず日本における第二回十字軍研究の蓄積の僅少さに触ることから議論を開始することとなつた。山内進『北の十字軍』やA.ジヨティシュキーの『十字軍の歴史』といった著作は、近年の研究状況

私は卒業論文において「第二回十字軍の

黒澤 正樹

## 第二回十字軍の研究

### 〈西洋史コース〉